とざわ旬の市2024-春-出店要領

(1) 主旨

地域の資源を活かし、「物産市」「観光宣伝」などを行い、戸沢村の特産品や農産物および観光をPRする。体験型観光(グリーンツーリズム)も組み合わせ、地域経済の振興に結びつける。

(2)日時

令和6年5月26日(日) 9時~11時

(3)会場

戸沢村南部地区振興センター

(4)参加負担

- ・1小間(簡易テント1ヶ)につき2,000円、戸沢村観光物産協会会員は1,000円とする。(最大2小間とする。)負担金の徴収は当日に行う。
- ・収益の発生しない参加については負担金を徴収しない。

(5)出店要領

- ① 出店資格 戸沢村民、戸沢村と関わりのある者
- ② 出店形態、テント内販売とし簡易テント(1張)・ウエイト及び1小間につき机 (2ヶ)椅子(2ヶ)は主催者が準備する。これ以外必要な物は出店者が準備すること。
- ③ 火気を使用する場合は申し出ること。また使用する場合は、消火器を各自用意し、火元には十分注意すること。
- ④ 電気を使用する場合は申し出ることとし、発電機等の準備、負担について協議すること。
- ⑤ 出品物は戸沢村で生産される農林水産物・加工品・特産品など、地域に関わり のある商品の出品を中心とするが、その他の商品の出品も妨げない。
- ⑥ ごみについては、出店者で袋を準備し適正に処理すること。
- ⑦ 臨時飲食店営業許可・酒類販売許可・移動販売許可が必要な出店者は各自申請を行い、販売に際しては許可証を提示すること。
- ⑧ 加工品の販売やテント内で簡易な調理を行った品物(臨時飲食物)の提供を行う場合は、許可施設での製造・下処理をおこなったものに限る。
- ⑨ 商品の安全・衛生管理には十分注意を払い、異物混入・食中毒などの事故発生を防止すること。
- 新型コロナウイルス感染症対策での消毒液等は各自準備すること。
- ① イベント2週間前頃(日程は後日通知)に出店者会議を行うので代表者は必ず出席すること。
- ② 物品などの搬入は午前8時00分より行い、8時50分までに完了すること。
- ③ 販売時間は午前9時00分から午前11時00分までとし、<u>商品が時間内に完売しても店舗の片づけは行わない</u>こと。
- ゆ 物品などの搬出は午前11時00分以降に行うこと。
- ⑤ 荒天などでイベントが中止になった場合、商品等の買い取りなどの補償は行わないものとする。

申込〆切 令和6年4月10日(火)

お申込み先 FAX:72-2116 とざわ旬の市実行委員会事務局 お問合せ先 TEL:72-2152 事務局